

健肝発0117第1号  
平成29年1月17日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室長  
(公 印 省 略)

### C型肝炎治療薬の偽造医薬品への対応について

肝炎対策につきましては、日頃よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、C型肝炎治療薬の偽造医薬品が流通し、調剤された事例が認められたことを受けて、本日、別添「医薬品の適正な流通の確保について」（医政総発0117第1号、医政経発0117第1号、薬生総発0117第1号、薬生監麻発0117第1号厚生労働省医政局総務課長、医政局経済課長、医薬・生活衛生局総務課長及び監視指導・麻薬対策課長通知）が発出されたところですが、安全かつ有効な肝疾患診療を確保する観点から、下記の対応についてご協力をお願いいたします。

#### 記

1. 貴管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に係る専門医療機関その他の医療機関に対し、別添通知について情報提供していただき、各医療機関からC型肝炎治療薬による治療を受けている患者（過去に治療を受けていた患者を含む）への情報提供や当該患者の診療状況の確認を行っていただくように協力を依頼すること。
2. 貴管内の肝炎の患者団体、医療費助成を受けている患者等に本件について情報提供していただき、服用しているC型肝炎治療薬に不自然な点がみられた場合は、速やかに処方された医療機関又は調剤された薬局にお問い合わせいただくように注意を促すこと。